



《会計・税務の知識》 投資をするなら知っておきたい税制優遇制度

はじめに

個人の投資に関連して生じる所得には、預貯金や公社債等の利子、上場株式の配当や投資信託の分配金のほか、公社債や株式等の売却益等がありますが、これらの所得については一部の例外を除き全て 20.315% (所得税、復興特別所得税、住民税の合計) の税率により課税されます。

投資にあたっては、税金以外にも売買手数料や口座管理料等を負担していますので、効率的に利益を獲得するためにはこれらのコストを少しでも抑えたいところです。

そこで今回は知っておいて損はない、個人の投資に関する税制優遇制度についてご紹介したいと思います。

1. 少額投資非課税制度 (NISA)

少額投資非課税制度 (NISA) は、平成 26 年にスタートしたばかりの新しい制度です。

金融機関で非課税口座を開設し、上場株式等へ投資した場合、非課税期間 (5 年間) の間に非課税口座内で受け取る配当や売却益が全て非課税となります。

ただし、非課税口座内で生じる売却損失については、課税される他の口座 (特定口座・一般口座など) の収益と損益通算することができず、損失の繰越控除もできませんので、利用にあたり留意する必要があります。

受け入れ可能な商品は株式や株式投資信託等に限定されており、非課税枠も年間 120 万円と制限されています。

平成 27 年 6 月末時点の NISA 口座の総数は 921 万 2,167 口座に達していますが、平成 28 年から年間の非課税等投資枠 (改正前は 100 万円) が拡大したことや、20 歳未満でも利用できるジュニア NISA が創設されること等から、利用者はさらに増えるのではないかと思います。

2. 確定拠出年金制度

確定拠出年金は、平成 13 年に施行された確定拠出年金法に基づく年金制度です。拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定されます。

この制度の最大のメリットは個人で拠出する掛金の全額が所得控除の対象となることです。

個人の給与所得等については、累進税率により最高 55.945% (所得税、復興特別所得税、住民税の合計) の税率が適用されますので、給与所得等が高い人ほど税務メリットは大きくなります。

給付時は、年金として受給する場合は公的年金等控除、一時金として受給する場合は退職所得控除の対象となります。

運用商品は NISA よりも幅広く、預貯金、公社債、投資信託、株式、信託、保険商品等から自由に選択することができます。

現行では加入資格が自営業者や勤務先に企業年金のない社員に限られていること等から、個人型年金の加入者数は平成 27 年 11 月末時点で 242,046 人に留まっていますが、平成 29 年から勤務先に企業年金のない社員や公務員、専業主婦等にも加入資格が認められることから、今後、加入者数は増加していくと見込まれています。

3. 勤労者財産形成促進制度

勤労者財産形成促進制度は、勤労者の貯蓄や持家といった財産づくりを目的として昭和 46 年に制定された制度です。

制度を利用するには勤め先が財形貯蓄制度を導入していることが前提となり、積立は毎月の給与からの天引きとなります。

財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄をあわせて最高 550 万円までの元本から生ずる利子等が非課税となります。

貯蓄商品は預貯金、公社債、有価証券、生命保険等、幅広いですが、非課税の対象は上記の利子等に限定されています。

前述の、少額投資非課税制度・確定拠出年金制度の登場や低金利といった背景もあり、制度利用者は減少傾向にありますが、今後、金利が上昇してきた場合等は、注目されるかもしれません。

おわりに

それぞれの制度の特色を上手に利用できれば、資産運用の強い味方になってくれると思います。

(担当：大山)